第１号様式（第８条関係）

（表面）

水洗便所改造資金利子補給申請書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　月　　　日  高知市上下水道事業管理者　様  申請者  水洗便所改造資金の利子補給を受けたいので，下記のとおり申請します。 | | | | | | | | | | |
|
|
|
|
| 工事見積額 | | | | 円 | | | | | | |
| 改造施設予定地 | | | |  | | | | | | |
| 改造工事予定 | | | | 年　月　日着工　　　　　年　月　日完成予定 | | | | | | |
| 申　請　者 | 住所 | |  | | | | | | | |
|
| 氏名 | |  | | | | | 生年月日 | 年　　月　　日生 | |
| 職業又は  勤務先 | |  | | | | | 電話 |  | |
| ※　この欄は記入しないでください。 | | | | | | | | | | |
| ※本市他の  制度の助  成 金 等 | | 有・無 | | | 名　称 |  | | | 交付額 | 円 |
| ※竣工検査  後　　の  精 算 額 | | 円 | | | | | ※利子補給  対　　象  融 資 額 | | | 円 |
| 改 造 工 事 施 工 承 諾 書  私の所有する建物について，上記のとおり既設の便所を水洗便所に改造することを承諾します。  　　　　　年　　月　　日  住　所  氏　名 | | | | | | | | | | |

（裏面）

水洗便所改造資金利子補給条件その他

１　対　　象……一戸建ての住宅において既設の便所（法人の所有に係るもの以外のものであって，くみ取り式及び浄化槽を使用した便所をいう。）を水洗便所（公共下水道に接続されたものに限る。）に改造するため，便器，洗浄用具及びこれに伴う給排水管等を新設する工事とする。

２　利子補給を受けることができる者の要件

⑴　下水道処理区域内の専ら居住の用に供する建物の所有者又はその所有者の同意を得て使用する者

⑵　市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していない者

⑶　自己資金では工事費を一時に負担することが困難である者

⑷　元利金の償還の見込みが確実であり，かつ，元利金の償還について確実な連帯保証人等のある者

⑸　法人以外の者であること。

３　利子補給対象融資限度額……１件60万円以内

４　償還方法………融資金交付の月の翌月から48か月以内の期間に元金均等月賦払

５　利子補給の決定通知……この申請について内容を確認し，利子補給の可否を申請人に通知する。

６　工事の施工…………利子補給決定の通知を受けた者は，原則として通知の日から90日以内に工事を完了し，所定の期限内にしゅん工届を提出して，検査を受けなければならない。

７　工事の中止…………工事を中止しようとするときは，直ちにその旨を届け出なければならない。

８　工事の変更…………工事の変更（改造に要する費用に変更がないものを除く。）をしようとする場合は，その旨を届け出なければならない。

９　融資金の交付………うえの検査に合格し，精算利子補給対象額が決定してから，検査証と必要書類を融資機関に提出し交付を受けること。

10　利子補給の取消し…次の条件のいずれかに該当する者については，その利子補給を取り消すことがある。

⑴　偽りの申請又は不正の行為があったとき。

⑵　償還期間中に施設を壊したとき，又は他人に譲渡したとき。

⑶　償還金を納付期限までに納付しないとき。

⑷　高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第４条各号のいずれかに申請者が該当するとき。

⑸　その他管理者が必要と認めたとき。

11　添付書類

⑴　排水設備工事指定業者による見積書（排水設備申請書の提出をもって代えることができる。）

⑵　申請者の納税証明書（官公庁提出用）

⑶　その他管理者が必要と認めるもの